

第517回 海務協議会

1. 日時:平成24年11月7日(水)13:30~

2. 場所:第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3. 議題:

(1) 「とん税及び特別とん税納付書」の船長名等の誤記入について
監視部 相沢統括監視官

(2) 外国籍船舶を日本籍船舶にする際の手続きについて
監視部 大田上席監視官

(3) 事例紹介
・船舶乗組員による窃盗事件について
・外国貿易船と漁船との衝突事故について
監視部 大田上席監視官

(4) 「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」及び
「不用・残存船(機)用品等輸入・取卸申告書」の改正について
監視部 大田上席監視官

(5) 第4回横浜国際女子マラソン(11月18日開催)の交通規制に伴う
監視分庁舎来庁時の注意事項について
監視部 大田上席監視官

4. その他 質疑・応答

開催予定日 平成25年 1月 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL045-680-1757

FAX045-680-1758

E-mail yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)

<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

外国籍船舶を日本籍船舶にする際の手続きについて

国土交通省は、著しく減少している日本籍船舶及び日本人船員を増加させるため、平成 20 年 7 月から「トン数標準税制（みなし利益課税）」を導入しております。

「外航の日本籍船舶及び日本人乗組員を確保する計画」に基づき、国土交通省の認定を受けた海運事業者 11 社が「トン数標準税制」の適用を受け、外国籍船舶を購入し、日本籍船舶として運航しております。

外国籍船舶を日本籍船舶に変更する場合は、当該船舶の輸入通関手続きが必要となりますので、ご留意願います。

船舶の輸入手続きについては、関税関係個別通達集（別紙）に規定されておりますが、当該船舶を購入する際の契約内容により輸入手続きが異なりますので、事前に税関に相談願います。

輸入船舶の船用品等の輸入手続について

(蔵関第 273号)
昭37. 3. 16
改正 (蔵関第 587号)
昭61. 6. 6

〔決 定〕

第1説のとおり船舶のトン数、乗組員等に相応と認められる範囲内の予備品、調度品、残存食糧品、残存燃料油等で、当該船舶の価格に含まれて取引される契約のものは、一括して取り扱う。

〔G税関提案要旨〕

本件の捕鯨船等は、輸入後船体を一部改造修理し、直ちに漁するものであるが、本取扱いについて次の三説が考えられる。

第1説 本船舶が保有し、かつ、当該船舶のトン数、乗組員並びに乗客に相応と認められる範囲内の予備品、調度品（机、椅子等）、食器類、消耗品、事務用品、船内用娯楽品（蓄音機等）、船室装飾用絵画類、残存食糧品及び残存燃料油（残存機械油を含む。以下同じ。）等すべてが船舶の価格に含まれて取引される契約であれば、船舶と一括して取り扱う。

第2説 残存食糧品及び残存燃料油が取引上船舶の引渡価格に含まれている場合であつても、残存食糧品及び残存燃料油は、上記第1説の取扱いより分離して課税する。

第3説 船舶に取り付けられている法定備品、属具のみ船舶として取り扱い、その他の船用品である第1説に前述の予備品、調度品、食器類、消耗品、事務用品、船内用娯楽用品並びに装飾品及び残存食糧品、残存燃料油等はそれぞれ分離課税する。

(業務課)

税関様式 C 第 5375 号
Customs Form C No.5375

不用 船（機）用品等 輸入 申告書
残存 取卸
Import Declaration for Unnecessary Residual Ship's (Aircraft's) Stores, etc.
Unloading

申告年月日 _____ 積載船（機）名 _____

Date of Declaration _____ Name of Ship (Aircraft) _____

申告先 _____ 税関長 殿 入港年月日 _____

To Director of _____ Customs Date of Entry _____

輸入者
住所氏名印 _____

Name, Address and Seal (or Signature) of Importer

代理人
住所氏名印 _____

Name, Address and Seal (or Signature) of Agent

品名	数量	価格
Description	Quantity	Value

種別	※課税価格	※税額	※許可印 Customs Seal of Permit
Classification	Value for Duty	Amount of Duty	
関税			
Consumption Tax and Local Consumption Tax			
酒税			
その他の税			
計			
Total			

- (注) 1. この申告書は2通提出してください。
2. ※印の箇所は記入しないで下さい。

Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate.
2. The declarant shall leave out the columns marked ※.

(規格 A 4)

Export
 Import Declaration for Consigned Articles

(Accompanied Articles · Unaccompanied Articles)

輸 出 託送品 (携帯品・別送品) 申告書
 輸 入

申 告 先 _____ 税関長 殿 出入港年月日 _____
 To Director of _____ Customs Date of Departure or Entry

積載船 (機) 名 _____ 積出港 _____
 Name of Ship (Aircraft) Port of Shipment

荷送人住所氏名 _____ 船 (取) 卸港 _____
 Name and Address of Consignor Port of Unloading

受取人住所氏名 _____
 Name and Address of Consignee

品 名	数 量	価 格
Description	Quantity	Value

託送品目録対象 _____ 申告年月日 _____
 Check on Consignments List Date of Declaration

申告者住所氏名印 _____
 Name, Address and Seal (or Signature) of Declarant

種 別	※ 課税価格	※ 税 額	※許可印 Customs Seal of Permit
Classification	Value for Duty	Amount of Duty	
関 税			
Consumption Tax and Local Consumption Tax			
酒 税			
Other Tax			
計			
Total			

- (注) 1. この申告書は2通提出してください。
 2. 公用品については、証明書類を添付してください。
 3. ※の箇所は記入しないで下さい。

- Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate.
 2. The certificate shall be attached on articles for official use.
 3. The declarant shall leave out the columns marked ※.

